

# 県内特別養護老人ホーム職員と本学卒業生への 介護職員意識調査から見えてきたもの

船 城 秀 樹      横 溝 一 浩

On What Can Be Seen from the Attitude Surveys of Care Staff Conducted with  
Nursing Home Care Staff and the Graduates of Shizuoka University of Welfare

Hideki FUNAKI      Kazuhiro YOKOMIZO

## 1. はじめに

1988年より介護福祉士の国家試験、養成教育が始まり四半世紀が経過した。資格登録者は本年5月時点で1,288,064人を数えるまでになっている。このうち養成校出身は314,059人である。介護福祉士国家試験受験者は年々増加し、本年は154,390人が受験し、合格者は99,689人であった。社会福祉振興・試験センターの2012年就労状況調査によれば、登録者の79.1%が就労している。しかし、およそ100万人の介護福祉士が就労していながら、待遇や職務内容の改善の遅れを理由として16.6%（2012年）の高い離職率や介護福祉士を養成する養成校の志願者の減少に歯止めがかからない状況が続いている。

このような状況の問題点、課題を探るため、介護労働安定センターが実施した「平成25年度介護労働実態調査」結果と県内の特別養護老人ホーム介護職員、本学短期大学部介護福祉学科卒業生（6期生、7期生、2009年、2010年卒業）へのアンケート調査を実施し、比較、検討を試みた。

## 2. 調査方法

調査対象は、県内の特別養護老人ホームA施設介護職員51名、静岡福祉大学短期大学部卒業生（6期生、7期生）142名であり、A施設では49件（回答率96%）、卒業生は29件（回答率20%）の回答であった。

A特別養護老人ホームは2000年の介護保険実施後数年を経て開設された特別養護老人ホームである。市

中心部より10キロほど離れた山間部に立地している。80床のユニット型で、25人定員のデイサービス、10名以下のショートステイ、ホームヘルプ等の各事業を併設している。ここ数年、Aホームも他の施設と同様に介護職員の確保に苦慮している。理事長様をはじめ施設をあげてご協力をいただいた。

本学短期大学部介護福祉学科卒業生は、2009年に卒業して6年目、2010年卒業した7期生は5年目となる。合計142名で、施設を支える中核的な存在になって活躍している人たちである。

調査項目は、(公財)介護労働安定センターから公表された「平成25年度介護労働実態調査」結果を元に、可能な限り共通化し、勤務年数、勤務形態、保有資格、賃金手当の希望、仕事選択の理由、職場で感じる事、仕事で満足、いつまで勤める、働く上での悩み、職場の悩みの10項目である。また、アンケート調査に対する回答は自由意思とし、拒否しても不利益を被らないよう配慮した。また、プライバシー保護の観点から匿名性の維持を徹底するため年齢・性別についても問わないこととした。調査票については、研究目的のみで使用するため、使用后シュレッダーにて確実に廃棄処理を行なった。

### 3. 結果

#### 3-1 調査対象の基本属性

##### (1)勤務年数

A 施設については、経験年数は平均 8.3 年、勤務年数は平均 5.4 年であった。これに対し卒業生は、経験年数は平均 5.7 年、勤務年数は平均 5.4 年と卒業から年月が経過していないこともあって、経験年数と勤務年数は、ほぼ等しい値となった。

##### (2)勤務形態

A 施設では、正規雇用は 51%、非正規雇用は 45%(未記入 4%)であったのに対し、卒業生は、正規雇用は 93%、非正規雇用は 7%であった。

##### (3)保有資格

資格については、卒業生については、介護福祉士養成施設であるため介護福祉士の取得は 100%で、その他の資格として社会福祉主事任用資格も 100%となっている。介護福祉士の資格保有状況は、全国平均では 35%である。全国平均と比較すると A 施設における介護福祉士の資格保有者は多い。

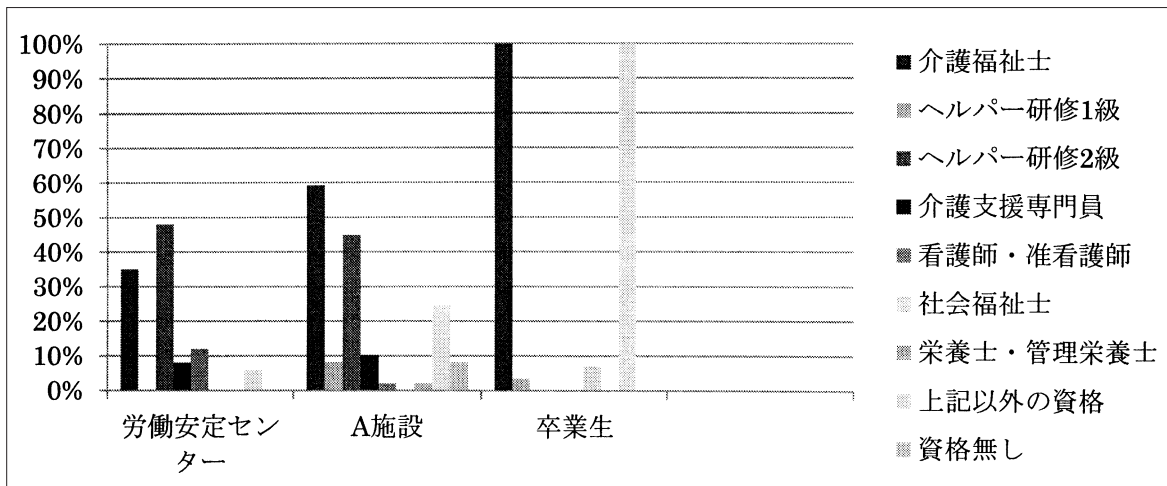


図1 保有資格

#### 3-2 労働条件、仕事の選択理由、働きやすさ、働きがいの状況

##### (1)賃金手当の希望

賃金手当の希望については、A 施設、卒業生ともに基本給の引き上げ希望が多いが、卒業生は平均勤続年数が A 施設より下回るために、基本給については特に希望が多い。

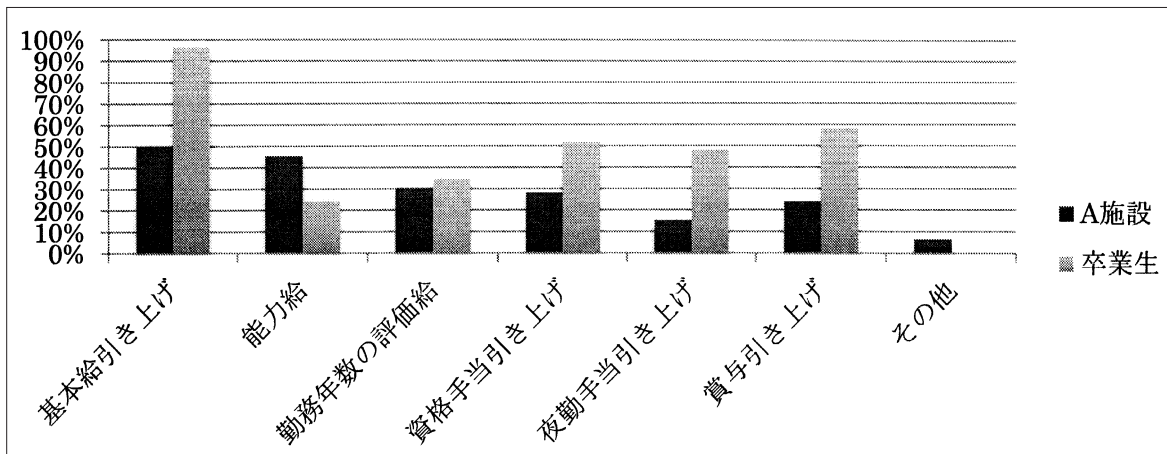


図2 賃金手当の希望

(2) 仕事の選択理由

仕事選択の理由については、全国平均と比較してA施設、卒業生ともに「働きがいがある」が高い傾向にある。また、卒業生に関しては「お年寄りが好き」という理由が最も高かった。

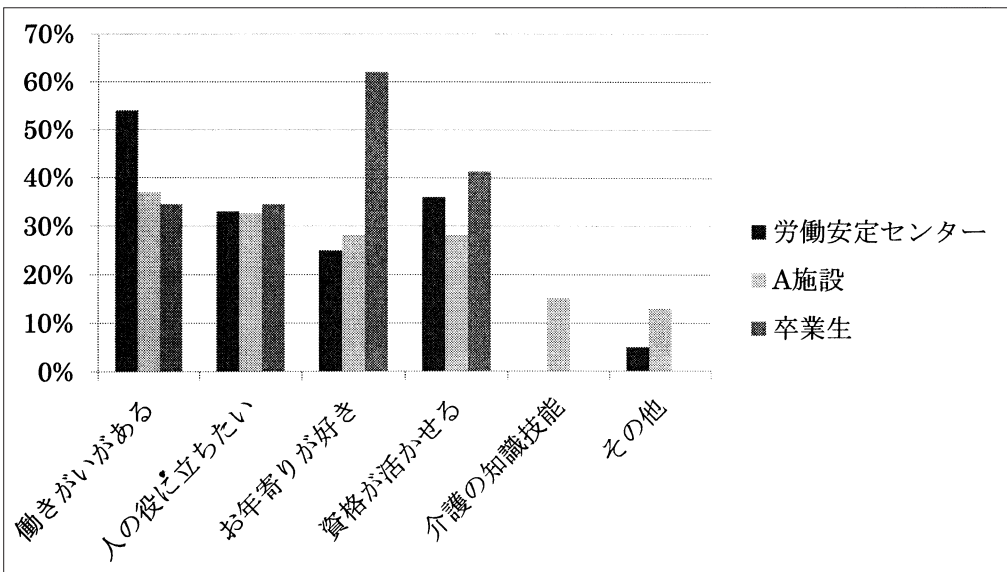


図3 仕事の選択理由

(3) 職場で感じる事

職場で感じる事については、「自分の成長」が高い。これは、(2)の働きがいとの関係が高いと推測される。

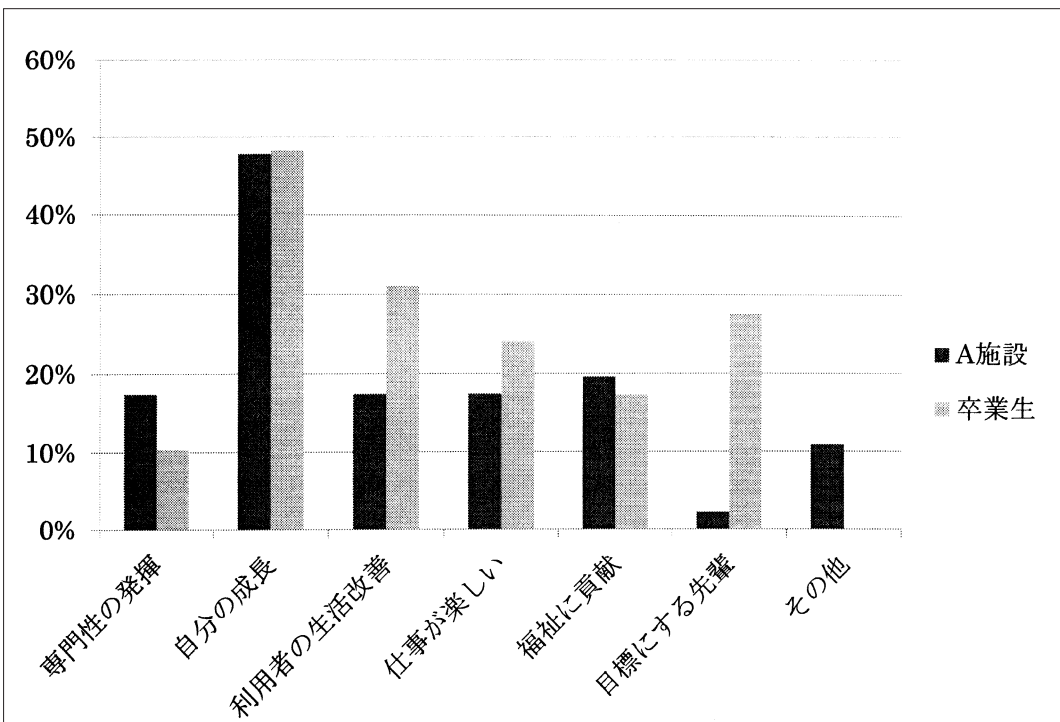


図4 職場で感じる事

(4) 仕事で満足

全国平均では、「やりがい」が最も高いが、卒業生においては「人間関係」の回答が最も多い。また、雇用の安定については、全国、A施設、卒業生ともに同様の傾向にある。また、A施設のその他の回答としては「通勤距離が近い」「夜間の勤務時間」「子育てをしながら働き続けられること」などの回答も見られた。

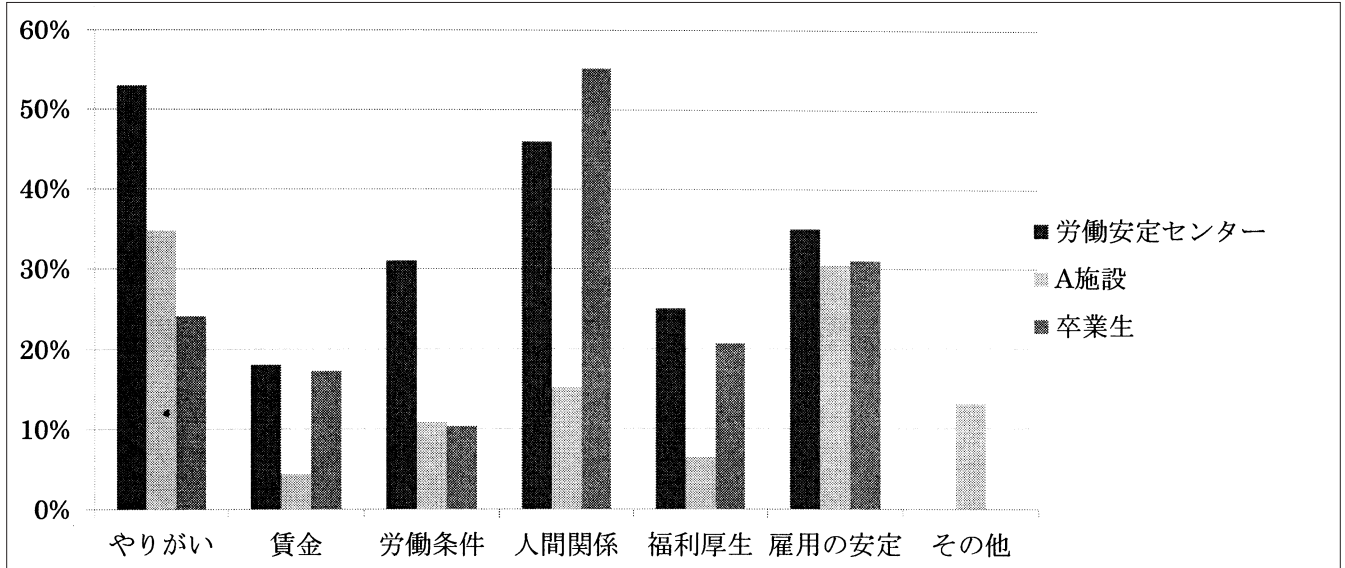


図5 仕事で満足

(5) いつまで勤める

全国平均、A施設ともに「働ける限り」という回答が多い。卒業生は、経験年数が6年以下のため「わからない」という回答が多く見られた。

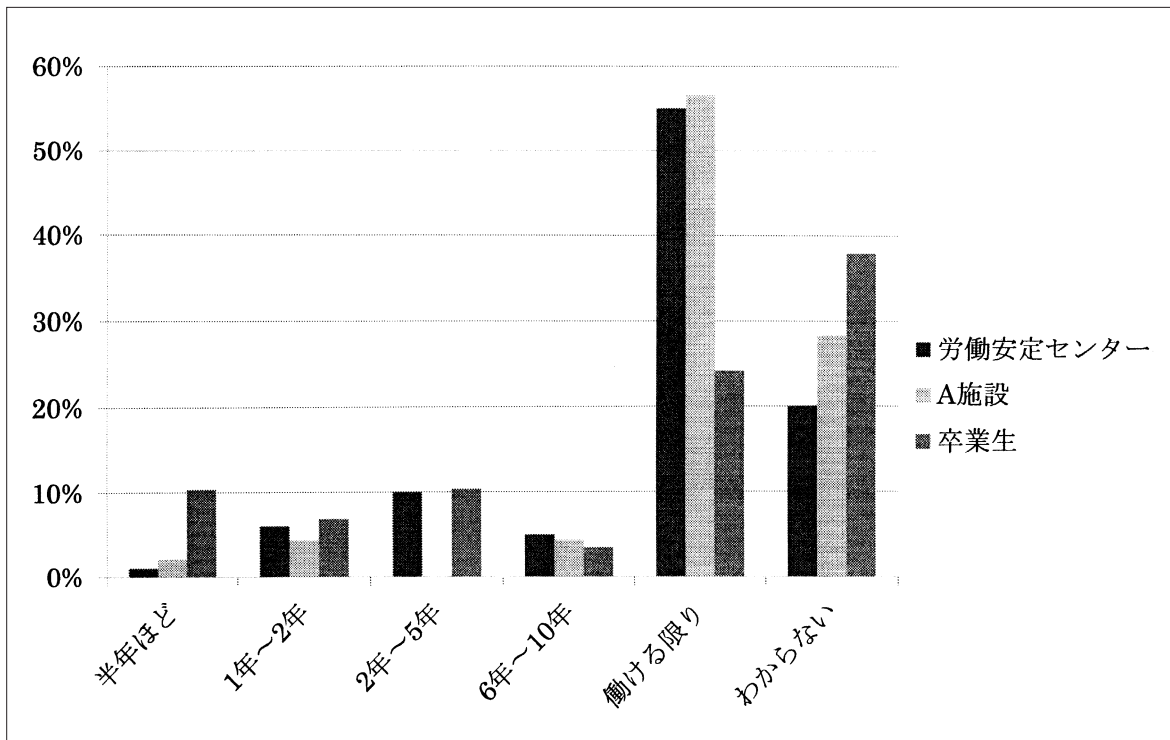


図6 いつまで勤める

(6) 働く上での悩み

働く上での悩みについては、高い傾向にあるものは「人手が足りない」「賃金が安い」であった。卒業生に関しては経験年数との関係で「体の負担」「精神的に不安」などの回答も見られた。

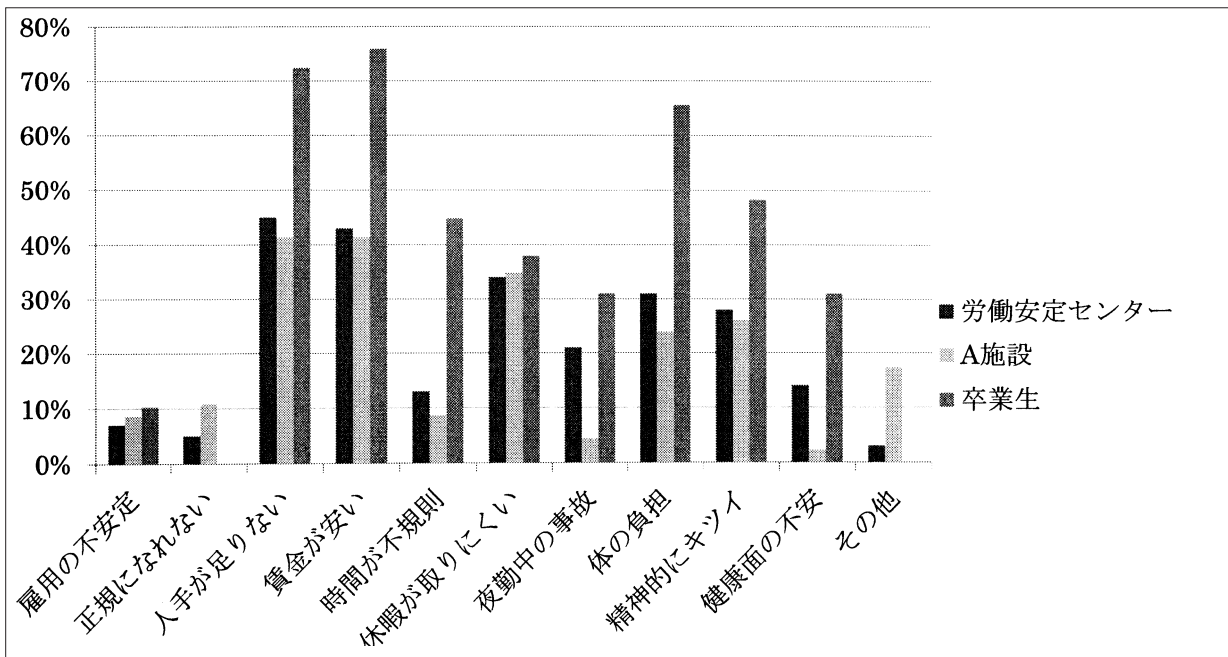


図7 働く上での悩み

(7) 職場の悩み

卒業生については、「方針・理念」「管理能力」についての回答が高い傾向にある。A施設については「意思疎通」「意見交換の不十分」「管理能力」などの回答が高い傾向にある。これに関連して、自由記述においても「職員」「人」「リーダー」「指導」「相談」などの名詞が多く見られた。

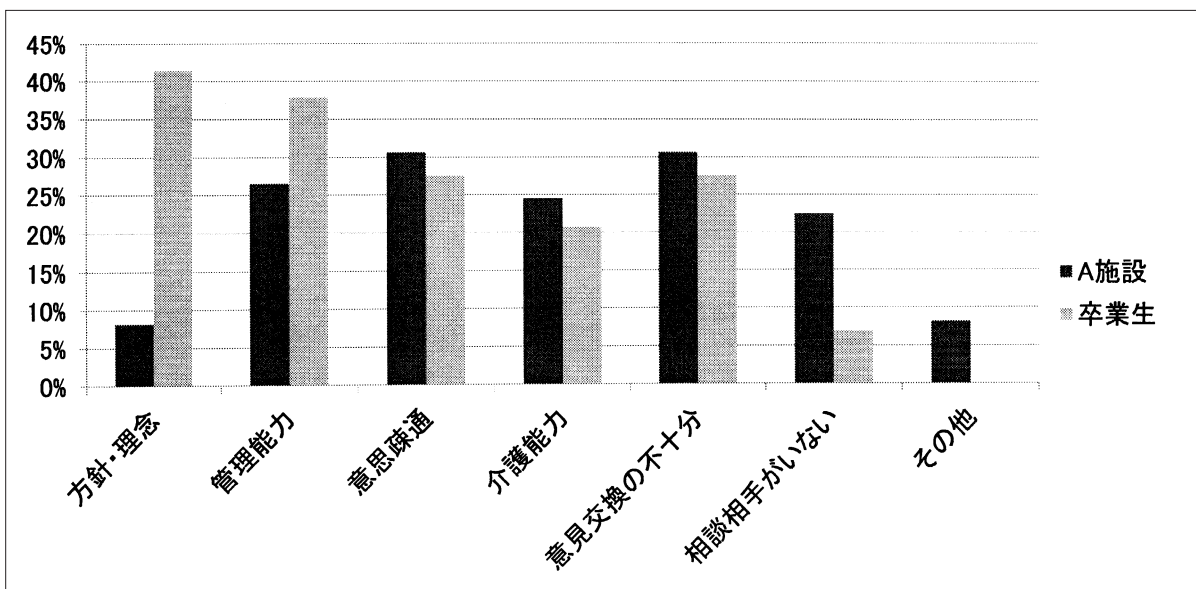


図8 職場の悩み

#### 4. 考察

介護職場で課題となっているのは、不満や離職原因にもなっている「きつい」、「不規則」、「人手不足」が挙げられ、その割には「給料が安い」が言われている。給料の問題は、雇用形態、資格、勤続年数等の諸要素が絡み、一概に言えない部分がある。卒業生の平均結果は税込み18万円であった。ただ施設のばらつきがあり、最高で30万円から最低で14万円まであった。国は2009年～2011年介護職員処遇改善交付金を、2012年～2015年介護職員処遇改善加算の制度を創設し、介護職員1人当たり1万5000円を交付してきているが、現場職員の実感は、反映されていないと受け止めている印象が強い。老施協等の調査で80%の施設が加算を受けているということである

「きつい」「人手不足」は、2000年以降の施設の新增設はユニットケア方式を認可条件とした制度変更が大きい。そのため介護業務は各ユニットに分けられ、入浴等の業務の集中化が困難となり、介護職員一人ひとりの業務が過重となった。また、個室化や夕食時間の移行により遅出勤務が増え、変則勤務が増えたことなどが原因で勤務状況のハードさが増している。健康不安さえ感じている。職員配置の増員が望まれる。

いつまでも働きたいという意見が何れでも半数近くある。勤務のハードさを緩和し、いつまでも働き続けられる環境を整えたいものである。しかし、働きがいとの関係で言えば、介護業務内容の充実が求められる。今、老施協では「介護力強化講習会」を実施し、「おむつ外し」に取り組んでいる。おむつ利用者が減少すればおむつ交換時の腰痛の軽減も期待される。何よりも課題を持った介護の実践ということにもなり、仕事のやりがいの向上にもなる。施設を挙げて利用者の生活の向上に向けた取り組みが求められている。

#### 5. おわりに

今回の取り組みは、離職率の高さに現れている介護現場の状況やそこに人材を育成し送り出している介護福祉士養成校の進学希望者の減少傾向の原因等を明らかにし、打開策を探ろうというものであった。専門職養成学科の場合、他の大学学部学科等の高等教育とはやや異なり、将来進むであろう就職現場と密接な関係にあり、相互に影響しあう関係にある。人材の供給元と供給先である。介護現場の状況は、介護福祉士養成

校に有形無形の影響があり、強い関心を持って見守っている状況である。

公表された(公財)介護労働安定センターの全国調査「平成25年度介護労働実態調査」の結果をベースに、可能な限りの共通の設問を設定し、限られてはいるが多様性と地域性をも反映させるために、A 特別養護老人ホームの介護職員、本学短期大学部介護福祉学科最後の7期生、6期生への郵送のアンケート調査を実施し、結果を得た。

得られた結果や示唆を今後も追及し、より具体的な方策、取り組みにつなげていく責任を感じている。専門職者の養成校として工夫や努力も求められると思う。卒業生が現場に入って専門介護職者としての誇りや意欲、専門性を維持し、深化させていけるよう、教育内容等を充実させていかなければならないと思う。

#### 参考文献

- ・秋山智久「社会福祉実践論—方法原理・専門職・価値観—」 ミネルヴァ書房 2003年
- ・武居敏他編「新・社会福祉士養成講座11 福祉サービスの組織と経営」中央法規 2009年
- ・(株)ヘルスケア総合政策研究所編「介護の現実と再構築—介護事故・医療行為・介護現場の真相を踏まえて—」日本医療企画 2002年
- ・小松理佐子著「よくわかる社会福祉運営管理」 ミネルヴァ書房 2010年







- 経営者、管理職の考えは理想的で、方針、理念が可能と思って入職したが、人員不足でとても不可能である。
- 人手が足りない中でできることをやっている介護職に、管理職が不満を言うのが腹立たしい。
- 出身校やパートは雇いたくないと、職員を増やそうとしない。
- 人手がいなくても、簡単に休みを取らせてしまう。遅刻しても注意できない。
- 腰痛などで長期の休みを取らせても、診断書を提出しなくても許している。
- 離職者が多いのに、表向きには「寿退社がほとんど」と言っている。
- 国が対策をしても、職員の賃金などの改善になっていない。
- 職員がすぐに辞めてしまう。管理職が人手不足の深刻さを分かっていない。
- 時間に追われ、利用者と関わる時間が少ない。
- お風呂に入る人数が多すぎて、「芋洗い」状態になっている。
- 介護は楽しいが、やはり賃金が安い。
- やりがいがあるので、このまま続けていきたい。
- 大変な仕事なのに人手不足で、もう少し人手がほしい。
- 一人でたくさんの仕事をしなければならないことがある。
- 給料がもう少しあれば、頑張りがいがある。
- 雑務、業務の分担ができていなくて日々追われ、焦りを感じる。
- 転職して特養に入ったが、入居者の消耗品などの節約の指示に疑問を感じる。
- 今の特養では4ユニット36名の入居者で、夜勤帯は1人で見ていることが多く、休憩時間も他の階を回っている状態である。
- 仕事は楽しいが、現場（介護職）と事務所（経営）との意見の対立がある。
- 介護職員同士の人間関係は良好だが、ナースとの関係で悩むことが多い。ナースの言うことは「絶対」という雰囲気があり、意見を聞きいれてもらえず不満がたまる。
- 役職（ユニットリーダー）の負担が多い。
- サービス残業になることが多い。
- 副主任として、ヘルパーさんの会社への不満ややる気、考えを変えること、利用者の理解、接し方などの指導が課題である。
- もう少し給料が上がれば介護を目指す人も増えるし、離職率も下がると思う。
- ユニットに勤務しているが1対10人。日勤で人が居る時はいいが、勤務上人が居ない時は1人で10人を見なければならぬ。肉体的、精神的にきつい。見守りができない時もあり、事故や危険が伴いやすく、常に気を遣い、本当につらい、しんどい。
- 遅番の勤務時間が13時から22時までできつい。
- 管理職の人たちはフロアーの人手不足を知っていながら手伝いにも来ない。
- 高齢者福祉大会で発表し、優秀賞で表彰された。業務の忙しい中で他のフロアーの職員とも協力し合いながら、利用者の生活改善に取り組んだ。小さな取り組みだが、継続すれば結果はついてくると思った。
- いろいろ大変なこと、苦勞することがあるが、利用者の笑顔に「また頑張ろう」「頑張っただけよかった」「私たちが行っていることは間違っていないんだ」と思えることがあり、喜びもある。

# 生活保護受給者の介護保険施設の個室等利用に関する現状

木下 寿恵

The Present Conditions of Welfare Recipients' Use of Private Rooms  
in Long-term Care Insurance Facilities

Toshie KINOSHITA

## 要 旨

厚生労働省は、平成 14 年以降に新設する特別養護老人ホームについては、全室個室・ユニットケアとすることとした。しかしながら、生活保護受給者に関しては、介護保険施設のユニット型個室・従来型個室を利用することを、厚生労働省は平成 22 年度まで原則的に認めてこなかった。認めてこなかった理由を明確化し、その理由となる状況が縮小していくことにより、ユニット型個室・従来型個室の利用が認められるようになるまでの推移を整理した。平成 23 年度以降の状況について分析することにより、生活保護受給者の置かれている現状について、示唆を得ることができた。

## はじめに

介護老人福祉施設への入居申し込みをして待機している人たちは、平成 26 年 3 月現在全国で 52 万 3,584 人にも及ぶ。要介護状態になってもなかなか介護老人福祉施設には入居できず、数年以上も待機しているというのが現状である。

介護老人福祉施設への入居を困難にしている要因は、入居者定員や施設数の不足のみではない。利用料負担により、介護老人福祉施設への入居を制限されてしまう人たちも、現に存在している。特に、生活保護受給者の人たちにとっては、生活保護関係の制度などにより、入居できる介護老人福祉施設が制限されてきた。要介護状態であるという条件は同じであるにも関わらず、生活保護受給者であるということにより、近年まで従来型介護老人福祉施設の多床室の利用しか認められてこなかったのである。

生活保護受給者の介護保険施設の個室利用を原則的に認めていなかった状況から認められるようになるまでの推移について、厚生労働省の通知等をもとに整理し、制度と現状との間に乖離が存在するか否かを考察する。

## 1. 研究方法

以下に示す厚生労働省が出した公的な文書をもとに、それらに記載されている生活保護受給者に関する介護保険施設の個室等利用の内容を検証していく。

- ・平成 13 年 9 月 28 日の全国担当課長会議資料
- ・通知「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取り扱いについて」
- ・「平成 24 年介護サービス施設・事業所調査の概況」
- ・「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」

## 2. 用語の定義

本論において使用する用語について、定義する。

本論において、「個室」「準個室」とする場合には、厚生労働省が「平成 17 年 10 月改定関係 Q&A」<sup>1</sup>で示しているものに基づく。

「個室」とは、「ユニット型介護老人福祉施設における個室」と「従来型介護老人福祉施設における個室」の 2 形態の施設における個室をいう。あえて施設の別を表す必要がある場合には、「ユニット型個室」「従来型個室」と表記する。

「準個室」とは、可動でない壁で仕切られ入口が分

かれておりそれぞれに窓がある2人部屋の居室をいう。

「多床室」とは、「従来型介護老人福祉施設における多床室」であり、1つの居室に複数人が居住している居室をいう。

### 3. 介護保険施設の個室・準個室に関する厚生労働省の考え方

厚生労働省が「全室個室・ユニットケア」の特別養護老人ホームの整備について示したのは、平成13年9月28日の全国担当課長会議資料においてである。

その中において、「介護保険制度は、個人の自立した日常生活を支援するため、質の高いサービスを提供するものであり、『生活の場』である特別養護老人ホームにおいては、これまでの集団処遇型のケアから個人の自立を尊重したケアへの転換が求められている。このため、今後整備する特別養護老人ホームについては、全室個室・ユニットケアを原則としていくこととする。」<sup>2</sup>とある。個室・ユニットケアの意義として、以下の5点を示している。

- ① 入居者は個性とプライバシーが確保された生活空間を持つことができる。
  - ② 個室の近くに交流できる空間を設けることにより、他の入居者と良好な人間関係が築け、相互の交流が進む。
  - ③ 自分の生活空間ができ、少人数の入居者が交流できる空間もあることで、入居者のストレスが減る。
  - ④ 家族が気兼ねなく入居者を訪問できるようになり、家族関係が深まることにもつながる。
  - ⑤ インフルエンザ等の感染症の防止に効果がある。
- また、低所得者の個室利用について、「個室利用が阻害されないよう、低所得者についてはホテルコストの負担軽減を行うこととし、具体的には介護報酬による配慮を検討する。」<sup>3</sup>としている。

### 4. 通知「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取り扱いについて」における個室・準個室の原則利用禁止に関する記述

要介護状態となり介護保険施設を利用することとなった生活保護受給者について、個室・準個室の利用を原則禁止している公的な根拠としては、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取り扱いについて」<sup>4</sup>（平成17年9月30日、厚生労働省社会・

援護局保護課長通知、社援保第0930002号）がある。この通知は発令翌日から適用され、平成18年3月31日に改正されている。

同通知において、介護保険施設の個室・準個室の利用について取り扱いに関する基本的な考え方が示されている。生活保護受給者の個室・準個室の利用については、次に示す4つの条件時のみ、「介護保険施設の個室等の利用を認める場合」としている。

- ① 居住費の利用者負担分が保護費で対応しなくても入所可能な場合
- ② 既に介護保険施設に入所し個室・準個室を利用している者が生活保護受給者となり、多施設へ転所等するまでの間
- ③ 既に介護保険施設に入所している生活保護受給者であって、その居室が個室・準個室に改築・改装された場合に、他施設へ転所するまでの間
- ④ 介護保険施設の個室・準個室の利用について、真にやむを得ない特別な事由があると判断される場合

このように個室・準個室の利用について限定的なものとして示している背景として、「当面は介護保険施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。)の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること」<sup>5</sup>と『『ユニット型個室』『ユニット型準個室』及び『従来型個室』の利用については居住費の負担が求められること』<sup>6</sup>を挙げている。また、「被保護者(生活保護受給者、筆者加筆、以下同じ)を含めた低所得者については、居住費及び食費について基準費用額及び負担限度額を定め」<sup>7</sup>ており、「被保護者については、負担限度額の範囲内で滞在に要する費用及び食費を負担することとされた」<sup>8</sup>としている。

さらに、同通知では、生活保護受給者から福祉事務所に対して、介護保険施設の個室・準個室の利用について相談等があった場合の取り扱いについても、記載されている。生活保護受給者に対しては、「介護保険施設の個室等(個室・準個室の意、筆者加筆)については、通常、居住費の負担が必要となることから、被保護者の利用は、原則として、居住費の利用者負担について保護費で対応せずとも入所が可能な場合に限定される旨」<sup>9</sup>を、事前に説明することとしている。指定介護保険施設に対しては、「居住費の額について確認するとともに、居住費について免除できないか調整を行うこと」<sup>10</sup>とし、「その他の利用者負担免除の有無に

について確認すること」<sup>11</sup>としている。

要するに、同通知においては、生活保護受給者は原則的には介護保険施設の個室・準個室を利用することはできず、負担限度額の範囲内もしくは保護費で対応しなくても入所可能なところでしか、生活することが認められていないといえる。

## 5. 介護保険施設における個室・準個室化の現状

介護保険施設における個室・準個室化の現状を理解するため、厚生労働省より平成26年3月13日に出された「平成24年介護サービス施設・事業所調査の概況」<sup>12</sup>を見ていく。これは、全国の介護サービスの提供状況について把握することを目的として、厚生労働省が毎年各都道府県に対して調査しているものである。

この調査報告書内の「4 介護保険施設の状況 (2) 室定員別室数の構成割合」において、介護保険施設の個室・準個室の現状を見ることができる。「4 介護保険施設の状況 (2) 室定員別室数の構成割合」をもとに、平成24年10月1日現在の状況について、筆者がまとめたものが以下に示す表1である。

表1 介護保険施設における室定員別室数の構成割合 (単位：%)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総数	100.0	100.0	100.0
個室	67.5	43.9	20.6
ユニット型	50.9	14.1	0.8
その他	16.6	29.8	19.8
2人室	9.5	12.6	18.5
ユニット型	0.1	0.0	—
その他	9.5	12.6	18.5
3人室	1.0	2.1	10.0
4人室	21.8	41.5	50.8
5人以上室	0.2	—	0.1

(平成24年10月1日現在、筆者作成)

平成24年10月1日現在、全居室に占める個室の割合は介護老人福祉施設においては67.5%、介護老人保健施設においては43.9%、介護療養型医療施設においては20.6%である。いずれの施設においても、前年度と比べてその割合が微増している(介護老人福祉施設は前年度比0.7%増、介護老人保健施設は1.6%増、介

護療養型医療施設は0.5%増)。

## 6. 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の生活保護受給者への適用について

平成23年度より、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」が生活保護受給者に対しても適用されることとなった。

同事業は、元々は介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困難者に対して利用者負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成するというものであり、生活保護受給者は対象外とされていた。しかし、平成22年9月に開催された社会保障審議会介護給付費分科会の審議とりまとめにおいて、「生活保護受給者も、ユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」との意見があり、見直されることとなった。そして、平成23年度より、生活保護受給者のユニット型個室・従来型個室の居住費(ショートステイの滞在費を含む)に係る利用者負担額を、軽減対象に含めることとなったのである。

「4.」において既に述べたように、通知「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取り扱いについて」(平成17年9月30日、厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保第0930002号)において、生活保護受給者の介護保険施設の個室・準個室の利用は原則的には認められていない。それでありながらも、生活保護受給者のユニット型個室・従来型個室の居住費利用負担額が軽減されるようになった理由としては、同通知で示す「介護保険施設の個室等の利用を認める場合」における「居住費の利用者負担が保護費で対応しなくても入所が可能な場合」の一つであり、「施設側が利用者の収入の状況等をかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合」に該当すると考えるためとしている。

## 7. 介護老人福祉施設における「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の実施状況

平成23年度より、生活保護受給者も介護保険施設のユニット型個室・従来型個室を利用できるようになったが、生活保護受給者の個室利用状況はどうなってい

るのか。

平成26年7月23日に開催された第104回社会保障審議会介護給付費分科会における資料1「平成27年度介護報酬改定に向けて(介護福祉施設サービスについて)」<sup>13</sup>において、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」による軽減実施状況について、示されている。同事業が生活保護受給者のユニット型個室・従来型個室の居住費を軽減対象とした平成23年度を基準とし、その前年度と次年度の計3年間で抽出したものが、以下の表2である。

表2 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」の軽減実施状況

	軽減実施施設割合 (単位：%)	軽減者数 (単位：人)
平成22年度	70.8%	21,978
平成23年度	70.7%	22,632
平成24年度	71.6%	25,727

(筆者作成)

平成23年度から生活保護受給者も軽減対象とされたにもかかわらず、平成22年度と平成23年度とでは軽減者数は654人しか増加していない。平成23年度と平成24年度とでは3,095人増加しているが、軽減を実施している施設数の総施設数に占める割合は、あまり大きな変化は見られず7割程度のままである。

## 8. 生活保護受給者の介護保険施設の個室等利用に関する制度と現状の乖離

「3.」において、平成13年9月28日の全国担当課長会議資料により、厚生労働省の特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケア化に関する考え方を示した。厚生労働省は、「介護保険制度は、個人の自立した日常生活を支援するため、質の高いサービスを提供するものであり、『生活の場』である特別養護老人ホームにおいては、これまでの集団処遇型のケアから個人の自立を尊重したケアへの転換が求められている。このため、今後整備する特別養護老人ホームについては、全室個室・ユニットケアを原則としていくこととする。」としていた。そして、低所得者の個室利用について、

「個室利用が阻害されないよう、低所得者についてはホテルコストの負担軽減を行うこととし、具体的には介護報酬による配慮を検討する。」としていた。

しかし、「4.」で述べたように、平成17年9月に出された通知「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取り扱いについて」(平成17年9月30日、厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保第0930002号)においては、「当面は介護保険施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。)の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること」と『ユニット型個室』『ユニット型準個室』及び『従来型個室』の利用については居住費の負担が求められること」を理由とし、生活保護受給者は原則的には介護保険施設の個室・準個室を利用することはできず、居住費の利用者負担について保護費で対応せずとも入所が可能な場合に限定されていた。この時点では、低所得者へのホテルコストの負担軽減は行われてはいなかった。

また、前述のとおり、同通知に「当面は介護保険施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。)の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられる」とされた特別養護老人ホームの個室化の状況は、「5.」の表1のように、平成24年10月1日現在、介護老人福祉施設における個室割合は67.5%となり、「多床室が大半を占める」ような状況ではなくなったといえる。つまり、生活保護受給者が介護保険施設の個室・準個室を利用することを原則的に認めない理由のうち一つが、該当しなくなったのである。

「6.」で述べたように、平成23年度より、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」が生活保護受給者に対しても適用されることとなった。生活保護受給者のユニット型個室・従来型個室の居住費利用負担額が軽減されるようになった理由としては、前述の通知で示す「介護保険施設の個室等の利用を認める場合」における「居住費の利用者負担が保護費で対応しなくても入所が可能な場合」の一つであり、「施設側が利用者の収入の状況等をかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合」に該当すると考えるためとしていた。

これにより、平成23年度以降は、生活保護受給者が介護保険施設のユニット型個室・従来型個室を利用できるようになった。

しかし、「7.」で述べたように、「社会福祉法人等に

よる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」の軽減実施施設の状況は、適用されるようになった平成 23 年度以降も、依然として総施設数に占める割合は 7 割程度にとどまっている。制度的に、生活保護受給者の介護保険施設の個室利用が認められるようになったとしても、その制度における軽減措置をとっていない社会福祉法人等が多く存在しており、現状としてはいまだ生活保護受給者の介護保険施設における個室利用は広がっていないといえる。

## おわりに

平成 26 年 2 月の事例ではあるが、生活保護受給者が介護老人福祉施設への入居申し込みを行おうとした際に、「市区町村の生活保護課より『特養に申し込む

ならば、4 人部屋の従来型特養にするように』と言われた」という話を筆者は耳にしている。制度的には、生活保護受給者の介護保険施設の個室利用は認められるようになってはいるが、窓口となる部署でそのことが浸透していない市町村も存在するものと推察される。あるいは、生活保護受給者にはできるかぎり従来型特別養護老人ホームの多床室を利用するように、意図的に個室利用可能という情報を伝えていないことも考えられる。

いずれにせよ、生活保護受給者であっても、個人の自立が尊重され尊厳ある生活が保障されるべきである。今後の制度の運用について、注視していきたい。

## 引用文献

- <sup>1</sup> 厚生労働省、「平成 17 年 10 月改定関係 Q&A」  
www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/050907/dl/01.pdf
- <sup>2</sup> 大森彌編集代表、東日本監査法人編、『新型特別養護老人ホーム 一個室化・ユニットケアへの転換』、中央法規出版、2002 年、p.13
- <sup>3</sup> 前掲 2、p.14
- <sup>4</sup> 『生活保護関係法令通知集 平成 25 年度版』中央法規出版、2013 年、p.1096～p.1100
- <sup>5</sup> 前掲 4、p.1096
- <sup>6</sup> 前掲 4、p.1096～1097
- <sup>7</sup> 前掲 4、p.1096
- <sup>8</sup> 前掲 4、p.1096
- <sup>9</sup> 前掲 4、p.1099
- <sup>10</sup> 前掲 4、p.1099
- <sup>11</sup> 前掲 4、p.1099
- <sup>12</sup> 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室、「平成 24 年介護サービス施設・事業所調査の概況」、2014 年 3 月 13 日
- <sup>13</sup> 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会、第 104 回資料 1 「平成 27 年度介護報酬改定に向けて(介護福祉施設サービス)」、2014 年 7 月 23 日

## 参考文献

- 1 結城康博著、『介護 現場からの検証』、岩波新書、2008 年
- 2 結城康博・嘉山隆司編著、『高齢者は暮らしていない 一現場からの報告』、岩波書店、2010 年
- 3 厚生労働省社会・援護局保護課、「社会・援護局関係主管課長会議資料」、2011 年 3 月 3 日
- 4 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会、第 84 回資料 1 「介護老人福祉施設の基準・報酬について(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む)」、2011 年 11 月 10 日

# ノートテイクシステムに関する課題の整理と再設計

森 直之

従来、高等教育機関において、学生を対象とする情報保障（情報コミュニケーション支援）用の字幕提供システムは、専用の独立したアプリケーションを用いて実施されてきた。しかしながら、学習の場が広がっていく中で、現状のシステムではカバーできない環境が増えてきたことも事実である。今回は筆者が関わったこのプラットフォームに関する再設計および動作検証結果について報告する。

Problem Sorting and Redesigning of the Note-Taking System

Naoyuki MORI

キーワード：ノートテイク 要約筆記 障害 ユニバーサルデザイン アプリケーションソフト

## 1. はじめに

本論では、障害学生を対象とする情報コミュニケーション支援方法として普及するノートテイク活動における提供システムに着目し、字幕を提供するアプリケーションソフトの設計意図及び機能について言及する。

国内では、2014年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約 [外務省 2013]）」が批准され、国内法の準備が進められている。この条約の中では、合理的配慮について定義されており、「教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること」が求められている。教育に関しては初等～高等教育機関まで多岐にわたるが、その支援方法には、その教育段階により配慮すべき点や手段が異なると推察される。本論では高等教育機関における情報保障について焦点を当てる。

日本学生支援機構の調査 [独立行政法人 日本学生支援機構 2014]によると、大学における障害のある学生への支援割合は52.8%で、在籍する半数程度の障害学生が何らかの支援を受けている。そのうち、聴覚障害に注目すると、聾学生への支援率は92.9%に対し、難聴学生への支援は49.8%。情報提供手段としてノートテイクを支援方法として実施している学校は58.3%、パソコンテイクを支援方法として実施している学校は42.1%、手話通訳を支援方法として実施し

ている学校は27.7%となっている。学生が自ら必要とする支援方法を選ぶことができるのが望ましいが、現状では、すべての支援方法をすべての高等教育機関が提供できる環境に至っていない。高等教育機関における学生の学習機会を保障するため、厚生労働省で検討が行われているが、「大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行うことが重要である」 [厚生労働省 2012]とされており、高等教育機関における情報保障の重要性が答申されている。

静岡福祉大学では、情報保障について平成17年度にノートテイクソフトウェア「まあちゃん」を製作し、その環境づくりを研究・サポートしてきた。しかしながら、昨今のコンピュータシステム能力向上などにより制約が軽減され、支援できる内容が増えてきた。また、授業にコンピュータが使われるケースや、実習などによる学生自身の移動へも対応する必要性が増しており、これらの状況に素早く対応できることが必要とされてきている。

## 2. 従来のノートテイクソフトウェア

従来のノートテイクソフトウェアは次の思想で構築されている。ここでいう“従来のノートテイクソフトウェア”として、まあちゃん v2.0 をベースに話を進

める。

### ①簡単に導入ができる

最低限の設定は起動時に準備されるように設計し、必要な機能のみ追加設定すること。

### ②簡単にネットワーク構築ができる

特別な設定をしなくても文字が表示できるようにできるだけ処理を自動化しておくこと。

### ③利用方法が簡単である

マニュアルを熟読しなくても、最低限、必要な情報保障を受けられること。

これらは、ロナルド・メイスが提唱したユニバーサルデザイン7原則の中にある「原則3；簡単さ」を基にした設計になっている。

上記の思想を基に、下記の特徴がある。

[太田晴康, ノートテイク(要約筆記)支援ソフトの設計と活用 2006]

- ①文字の大きさ・色、背景色が簡単に変更できる。
- ②スクロール速度が調整できる
- ③過去の情報が確認できる。
- ④文字情報が保存できる
- ⑤手書き情報が送信できる。
- ⑥簡単にルビ振りができる。
- ⑦分かち書きができる
- ⑧個別メッセージが送付できる。
- ⑨画面を点滅させられる。
- ⑩文字確定と同時に利用者に提示できる。
- ⑪句点の自動改行ができる。
- ⑫送信済みの文字が訂正できる。
- ⑬設定が保存できる。(ショートカット等)

これらの仕組みは、今ではノートテイクソフトだけでなく、要約筆記に関わるソフトウェアでは一般的に搭載されている機能となっている。

## 3. 従来のソフトウェアが抱える課題

従来のソフトウェアには、最低限必要とされる機能が搭載されており、授業支援としては大きな問題なく運用ができています。しかしながら、下記のような課題が出てきた。

### ①利用学生の移動が困難

現状のソフトウェアは、ネットワーク構築の簡易さを優先するため、通信方式としてUDP/IPを採用しているが、背反として通信データの信頼性（欠落・到着順序の正確さ）に関する課題がある。学生が移動をするためには、無線を利用する必要があるが、有線LANに比べ通信の安定度が低下し、情報保障データの欠落が発生した。このため現状の品質を担保したまま、移動できる環境を構築することが困難となっている。

### ②国際系強化の授業支援が困難

現状、サポートしている入力言語は日本語、英語、韓国語であるが、高等教育機関で習う言語には幅があり、学習環境の整備という視点では、これら3言語だけでは不足している。これは当時開発に利用しているシステムが多言語に対応したものではないため、現状のシステムを再構築する以外に対応する方法がない。これらは昔から存在するソフトウェアが同様に抱える課題でもある。

### ③現状の支援はパソコンが必須

現状の支援はパソコンソフトウェアをベースとした支援方法であるため、パソコンが用意できないケース、例えば屋外や車内移動の場合には用意することが難しく、支援できない場所の1つになり得る。

### ④遠隔支援が難しい

現状のシステムはインターネットを用いたシステム構成にはなっていない。外部との通信手段や通信データを相手機器に表示する方法、ポート解放機能などが実装されていないため、実質遠隔としての支援方法はVPNなどの方法を用いない限り実現できない。また、UDP/IP方式はVPNを用いた場合にセグメントを超えることが難しいため、専門的知識が必要となる。

### ⑤メディア間の協調が難しい

現状のシステムは手書き情報との連携や音声認識の併用を運用でカバーしている。これは、ノートテイクソフトウェアが直接音声認識に対応しているわけではなく、手書きも情報を補うためのウィンドウとして実装されていることに起因する。

①～④の課題については、[太田晴康, 森直之, 災



害時におけるユニバーサルな情報提供システムの構築 [2013]の過程で、まあちゃん v3.0 として検討し実現できることは実証済みであるが、⑤の課題をクリアするためにはデータ管理や入出力手段などが大幅に異なることから、システム思想・設計を大幅に再考する必要がある。

#### 4. システムの再設計

上記の課題をクリアするために、システム全体を再設計することとした。支援者の入力機材には従来通り Windows ベースのコンピュータを利用することとした。

##### 4.1 設計の前に

筆者は、機能検討に関し、ITBC2 [森直之 2014]に実装されている機能および、JIS 規格に基づくアクセシブルミーティングを実現するソフトウェア”UDトーク” [株式会社プラスヴォイス, Shamrock Records 株式会社 2014]の仕様をベンチマークし検討した。ITBC2 は 2006 年より開発されているソフトウェアで、要約筆記の字幕データを無線などで配信するために設計されたソフトウェアである。2008 年には PHS を用いた遠隔通訳の実験運用が実証され [三田パソコン要約筆記勉強会 2008]、現在では、筑波技術大学らがプロジェクトとして実験・運用している「モバイル型遠隔情報システム」 [筑波技術大学 2010]や、電子情報通信学会のリアルタイム情報保障システム [山口俊光, ほか 2011]などでも使われている字幕配信ソフトウェアであり、今回はこの実績からベンチマーク対象とした。

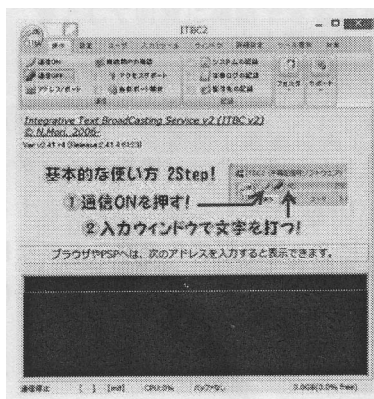


図1 ITBC の画面

UDトークは会議に関するアクセシビリティを改善するためのアプリケーションで、音声認識、手書き入

力、キーボード入力を兼ね備えた情報支援向けアプリケーションである。Apple 社のモバイル機器に導入して使うことを想定して制作されており、簡易的な PC 入力ソフトウェアも用意されている。ノートテイクソフトウェアとして最低限必要な機能は兼ね備えており、連携することで要約筆記者やノートテイク者が使う環境と音声認識や画像・文字が併用できる環境を双方が享受できる可能性があることから、先進性を考慮しベンチマーク対象とすることにした。

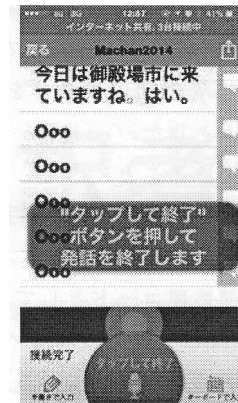


図2 UDトークの画面

##### 4.2 ITBC の設計思想と特徴

今回ベースとしたソフトウェア ITBC は次のような思想で設計されている。

###### ① 受信機材を極力選ばないこと

字幕データを HTML データに変換するというアイデアを採用し、インターネットブラウザが搭載されている機材であれば、受信することができるように設計した。この方式を採用したことにより、ソニー・コンピュータエンタテインメント社のゲーム機器である PlayStation® Portable や、PlayStation® 2、任天堂社のゲーム機器 Nintendo® DS-i、パナソニック社のポータブルワンセグテレビ、Apple 社の iPhone、iPad、iPod などで受信することが可能になった。

###### ② 移動を考慮したデータ配信方法であること

学生の移動を考慮し、Wi-Fi による字幕配信ができることを考慮した。データ配信には HTTP を採用したため、データ配信の信頼性が期待できる TCP/IP 方式でのデータ転送が可能である。

###### ③ インターネット配信が簡単にできること

利用者と受信者が離れた場所にいる場合は、情報

保障が難しいが、インターネットを用いることで情報保障が容易になる場合がある。しかしながら、昨今のインターネットセキュリティに関する事情により、インターネットを挟む通信に関してはネットワークに関する知識を要するケースが多く、運用の際に敷居が高くなる要因になっている。UPnP 技術を用いて、通信ポートのセキュリティ解除を自動的に行うことにより、この敷居を低くすることができる。また、Windows ファイアウォールへの自動登録機能も備えており、配信ができる環境を作るために必要な手順を減らすことができる。なお、今回はインターネット上に管理サーバなどを設置せずに運営できるシステムとした。

#### ④ 多国語に対応できること

現状、多国語に対応するための文字コードセットとして Unicode がある。従来のソフトウェアやまあちゃんでは内部処理コードとして Shift-JIS を採用しているが、ITBC では UTF-8 をベースコードとして採用し、多国語に対応している。

### 4.3 UD トークの設計思想と特徴

今回ベースとしたUDトークは次のような思想で設計されている。

#### ① 簡単に接続できる

Bonjour などのゼロ・コンフィギュレーション技術を用いて、自動的に端末を見つけ出しネットワークを形成する。よって、難しい操作をユーザーに強いることなく、情報保障が可能になる。

#### ② クロスプラットフォーム・アプリ

入力者の使うアプリケーションは Windows と Mac OSX で動作する。つまり、支援者が使うパソコンの選択肢が幅広い。さらに、iOS アプリとしても実装されているため、パソコンだけではなく、モバイル機器だけで情報保障が可能となっている。そのため、通信方式にはどのプラットフォームでもシームレスにやり取りができるプロトコルが採用されており、Android 端末や他 OS への移植が容易な仕様になっている。

#### ③ JIS に沿った設計

元々はアクセシブルミーティング (JIS S 0042:2010) を実現するために設計されたアプリケーションで、キー入力、音声、手書きなど、様々な手段が提供できるように実装されている。

### 4.4 まあちゃんの再設計

先述した ITBC と UD トークの特徴をふまえ、まあちゃんを下記のように再設計した。

#### ① プログラム言語の変更

最新技術を利用するために、従来の C++ 言語から、Microsoft C# 言語に変更した。C# 言語の特徴として、Microsoft が予め提供している .Net Framework を利用することができる。これは予め必要な機能がプログラムされており、簡単にプログラムで利用することができることから、製作期間を短くすることができる。また、実装する量が減ることによりバグなどの問題が発生する確率を下げることができ、メンテナンスに関する時間投資を減らすことも可能になる。

#### ② オープンソース、フリーソフトウェア

以前検討した通り、ノートブックソフトウェアをオープンソースとして展開することは、ユーザーが必要な機能を実装できるという意味でも有益である [太田晴康, オープンソースが障害支援技術に果たす役割と展望 : 長春大学特殊教育学院、長春大学科学研究所との研究協力に関する中間報告 2011]。今回はソフトウェア自体をオープンソースとして公開できることを前提に製作しただけではなく、他のオープンソースソフトウェアやフリーソフトウェアを活用して製作した。例えば、原稿を編集する部分のプログラムは、編集に関する実装が煩雑になりがちだが、フリーソフトウェアとして公開されているライブラリを利用することで高品質かつ簡単に実装をすることが可能となった。

#### ③ Web サーバ機能・インターネット公開機能

遠隔字幕配信とタブレット・モバイル・ポータブル機器への配信のために、Web サーバ機能とインターネット公開機能 (UPnP を用いた通信) を実装することとした。これにより、遠隔情報保障に必要な技術が実装できたことになり、モバイル型遠隔情報保障システムのような使い方も可能になる。

#### ④ ブラウザを利用した表示の国際化

表示画面も国際化する必要があるが、様々な表示方式・言語があるため、すべてに対応するには労力がかかってしまう。そのため、今回は字幕表示部分にブラウザ機能を埋め込む方式を採用した。

これにより、文字の表示方向、言語に対応できるようにした。

⑤ システム連携方法の追加

様々なシステムと連携していくことで利用者のメリットを引き出すことが可能である。例えば、高等教育機関における支援方法としてリスピーク方式 [日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 2009]があるが、これは音声認識システムとの連携である。今回はクラウド版の音声認識ソフトウェアを用いたシステム UD トーク [株式会社プラスヴォイス, Shamrock Records 株式会社 2014]と連携する実装を行い、情報保障の選択肢が増えるように設計した。また、学生がシンポジウムなどに参加することも想定し、電子速記システム「はやくくん」と連携するための通信も実装し、学生の情報保障手段を多様化した。

⑥ 内部データ管理方法の変更

今回より、内部データのやり取りは JSON 方式で管理することにした。データ交換プロトコルを汎用的なシステムにすることにより、拡張や他 OS への実装が簡単になるほか、JSON の実装により今後クライアントサイド実装がレベルアップし、HTML5 や WebSocket が汎用的に利用できるようになれば、より高度な通信が可能になる。例えば、アプリケーションの機能自体を HTML5、JavaScript、WebSocket を組み合わせて置き換えることも可能になるだろう。

⑦ 手書きとキーボードの連携

高等教育機関の授業では、数式などの手書き情報が必要となるが、現在は別画面での提供となるため板書として明瞭に確認できる反面、字幕データとの時間・位置関係をつかむことが難しい。また、現状のノートテイクソフトウェアでは手書きとキーボード入力の両者を 1 画面に両立できるようには設計されていない。今回はデータの並びとその種類を内部 DB で管理し、ブラウザ内の文字・画像データとして表現することにより両立を目指した。

5. 新ノートテイクソフトウェア

上記の思想を基に、実装し、下記のようなノートテイクシステムになった。

① ウェブベースの表示画面

Internet Explorer のブラウザ画面をベースに作

成した。これにより、ルビタグによるルビ振りに対応できた。ウェブブラウザ側には JavaScript による通信機能を実装し、フォント変更や文字表示に至るまでの必要な指示を与えられるようにした。

キーボード入力文字と手書き画面を 1 画面内に収める実装も行った。

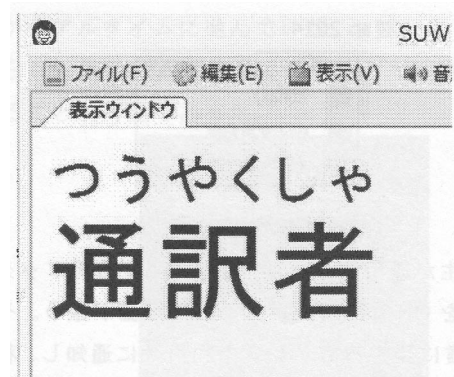


図3 ルビ振りの例

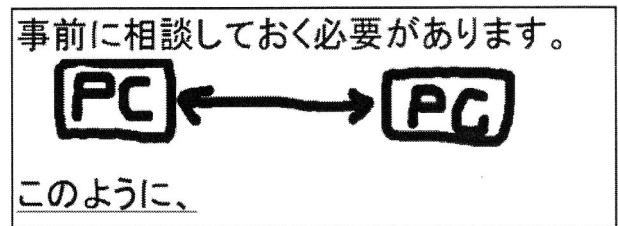


図4 文字と図の共存

また、多国語にも対応した。ブラウザ画面に表示しているため、Internet Explorer が対応する言語には自動的に対応する。また、システムが Microsoft 社によってアップデートされれば、自動的に対応が可能である。

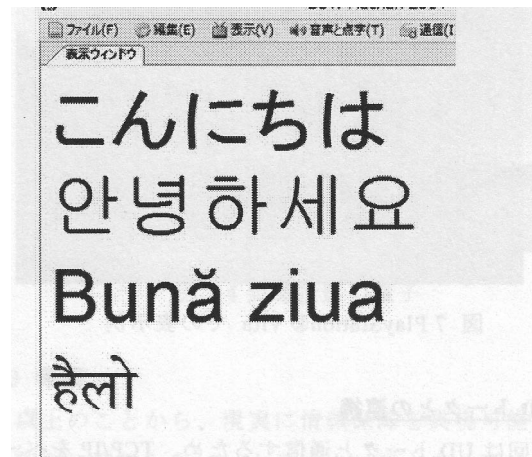


図5 多国語表示の例

② インターネットへの配信

先述している UPnP 技術およびウェブサーバ技術を ITBC の方式を参考に実装した。基本的に配信までの過程を簡略化するため、メニューによる選択により必要な起動処理が終わるように設計した。

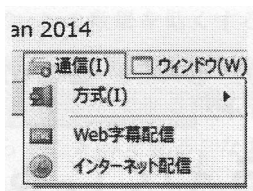


図6 設定画面

支援学生が運用する際は、配信に関するチェックボックスを ON にするだけで、配信準備が整う。その後、受信に関するアドレスを利用者に通知し、利用者の端末でそのアドレスを打ち込むことで表示することが可能となっている。

今回の検討した実装の特徴は、ディスプレイ用の HTML とほぼ同じ実装になっている点である。従来は端末の多種多様な画面幅などに対応するべくサーバ側で文字整形処理などをするために CPU 負荷が高くなっていたが、この実装により受信側が命令文を解釈し文字を表示するため、受信機の実態に合わせた表示が可能となっている。これにより字幕を配信している機材の CPU 負荷を一定量下げることが可能となったほか、スクロールで過去にさかのぼるような実装も実現できるようになった。

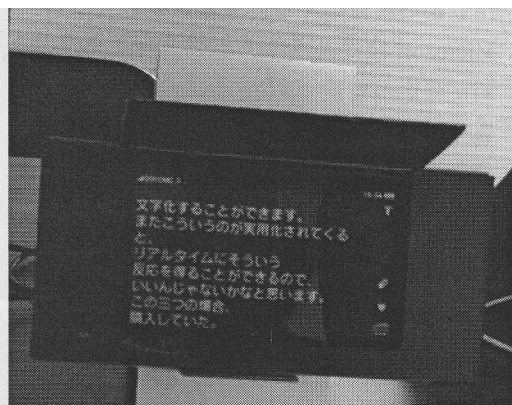


図7 PlayStation® Vita での表示例

③ UD トークとの連携

今回は UD トークと通信するため、TCP/IP をベースとする専用仲介サーバを設置。UD トーク

とのやり取りは、通信プロトコルを変換することでやり取りが可能となるように実装した。

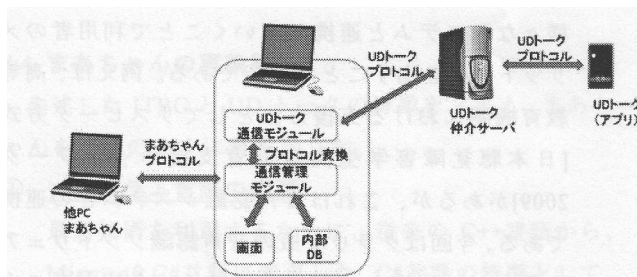


図8 プロトコル変換

今回の実装にある UD トーク通信モジュールがプロトコル変換を担当しているが、このモジュールを差し替えることで、電子速記システム「はやくとくん」にも対応することが可能となっている。また、リスピーク（復唱）での入力を考慮した結果、

- (1)大量の文章の中から編集対象となる“指定された文章”を確実に特定できること
- (2)訂正位置をすばやく指示できることが必要になった。そのため、

(1)文章管理データベースの中で文章を特定するために、文章すべてに一意的文字列（GUID）を付与し、特定を可能にした。従来、文章の訂正には文字列の一致とその回数を利用していたが、GUID を付与することにより、想定される問題（訂正位置がずれるなど）をクリアすることができる。

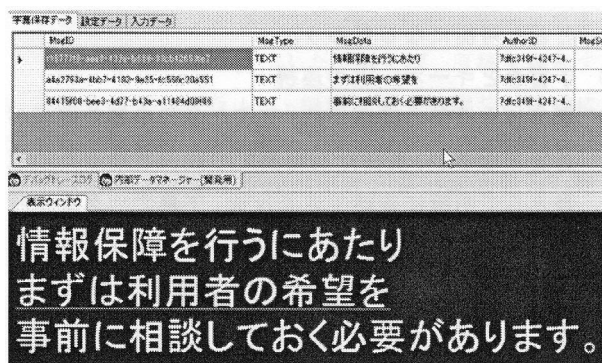


図9 文章データに GUID が振られる様子

(2)文章をクリックした場合に訂正ができるように実装し、容易に訂正できるように実装した。

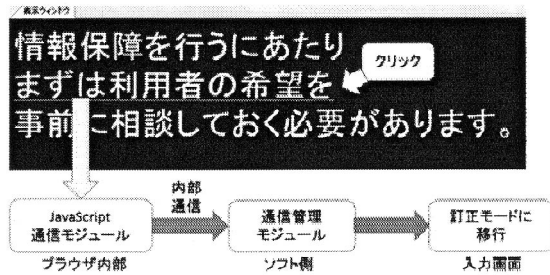


図10 訂正までの流れ

また、リスピーク（復唱）などで訂正が多発する場合の対処として、キーボードの上下指示で訂正位置を容易に移動できるように実装した。

## 6. 動作検証実験

### 6.1 方法

今回は大学課外演習を想定し、外部のイベント会場に出向いた例を想定した。入力については、リスピーク方式を採用し、情報保障の実験を行った。

<実験の概要>

- ・場所：東京都新宿区
- ・日時：2014年8月23日 午後
- ・リスピーク：1名（学生）
- ・文章訂正：1名（学生）
- ・システム構成は下記の通り

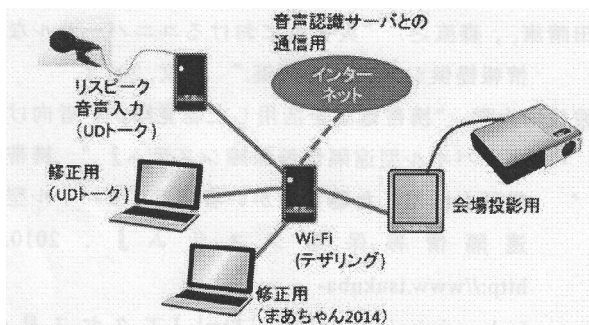


図11 接続構成

### 6.2 結果

今回の実験はリスピーク方式で字幕が一次入力し、その結果に応じて訂正を行い完成させる方式をとった。リスピークについては会場横に立っているリスピーカーが会場内の音声を聞き取り、復唱している。復唱時の音声認識性能を向上させるために、今回はリスピーク聞き取り機器に高性能マイクを取り付けた上に、外からの音声が入ってこないように口元を若干覆う形で実践している。

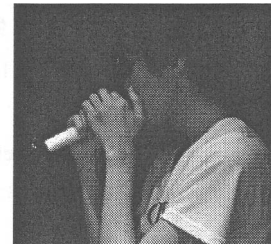


図12 復唱の様子

会場内では二つのソフトウェア（まあちゃんとUDトーク）を用意し、通信を成立させて運用した。まあちゃんの画面では、UDトークプロトコルを受信し、入力・訂正がリアルタイムに進んでいる。必要に応じ、この画面から訂正指示や入力指示をすることで、文章の提示をすることが可能であった。

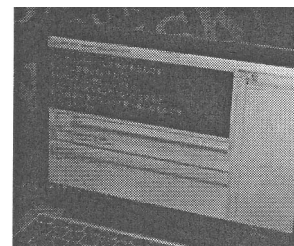


図13 連携している様子

今回の連携結果により、無線に接続し各自のブラウザ端末で字幕を受信することや、UDトーク（アプリ）を導入した個人端末で閲覧が可能であることも実証できた。また、機器の応用により柔軟な情報保障体制が組めることも確認できた。今回は、UDトークの画面を会場の壁へプロジェクタ投影する形で情報保障を行ったが、手元にある機材へ情報を送るなど、利用者が最適な情報の受け取り方法を選択できる余地が生まれたことになる。

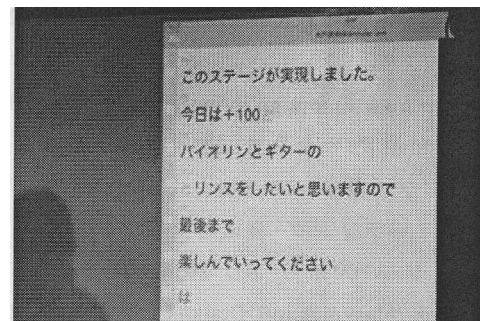


図14 会場投影の様子

### 6.3 考察

以上のことから、現実に情報保障を実施可能な環境

を新たに開発したノートテイクソフトウェアによって確認できた。入力についてもカーソルで訂正位置が変更できることについて、訂正担当者からは概ね好評を得られている。しかしながら、訂正通信が増えた場合に通信モジュールに負荷がかかり、入力もたつくななどの指摘も得られた。従って、訂正担当者の負担が増え、結果として字幕内容に影響を与えるため、今後はシステムの応答性能についても改善が必要という知見が得られた。また、通信モジュールを用いて通信変換するという実装により、既存する様々な情報保障手段との連携が可能となる可能性が見いだせた。多種多様なモジュールが実装されていくことにより、利用者の選択肢が増えるという点は今後長所となっていくだろう。

## 7. 最後に

再設計により、実現できる機能が増え、ノートテイクに幅を持たせることができるようになった。现阶段では簡単な動作検証実験のみであり、学習効果までの検証ができていないが、これは今後の検証課題とした。

**謝辞** 本論文における研究は科研費研究基板B(21330143)の助成を受けて環境構築した仕組みを応用して進めたものである。また、UDトークとの連携に際し、Shamrock Records株式会社の青木氏、株式会社プラスヴォイス社に、実証実験の実施に関してクラーク記念国際高等学校の尾曾氏・林氏にご協力頂いた。この場を借りてお礼申し上げる。

## 8. 参考文献

外務省. “障害者の権利に関する条約.” 外務省. 2013年3月6日. [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_32.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html) [アクセス日: 2014年9月28日].

株式会社プラスヴォイス, Shamrock Records 株式会社. “ミーティング・会議の支援アプリ UDトーク.” プラスヴォイス. 2014年5月15日. <http://plusvoice.jp/UDtalk/> [アクセス日: 2014年9月28日].

厚生労働省. “障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ).” 厚生労働省. 2012年12月25日. <http://www.mext.go.jp/4b>

[\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](http://_menu/houdou/24/12/1329295.htm) [アクセス日: 2014年9月28日].

三田パソコン要約筆記勉強会. “PHSを利用した遠隔字幕システム.” 人工内耳友の会-東海-. 2008年06月. [http://www2u.biglobe.ne.jp/~momo1/sub1/new\\_sub/akemi080628.htm](http://www2u.biglobe.ne.jp/~momo1/sub1/new_sub/akemi080628.htm) [アクセス日: 2014年9月28日].

山口俊光, 西本卓也, 四方田正夫, 哲也渡辺. 第58回 WIT 研究会におけるリアルタイム映像配信の報告(視覚障害支援システム(1), 聴覚障害及び一般). 技報, 社団法人 電子情報通信学会, 2011.

森直之. ITBC2. 2014年07月14日. <http://www.caption-sign.in.net/software/itbc2.html> [アクセス日: 2014年9月28日].

太田晴康. オープンソースが障害支援技術に果たす役割と展望: 長春大学特殊教育学院、長春大学科学研究所との研究協力に関する中間報告. 紀要, 静岡県焼津市: 静岡福祉大学, 2011.

太田晴康. ノートテイク(要約筆記)支援ソフトの設計と活用. 紀要, 静岡県焼津市: 静岡福祉大学, 2006.

太田晴康, 森直之. “災害時におけるユニバーサルな情報提供システムの構築.” 論文, 2013.

筑波技術大学. “携帯電話を活用した聴覚障がい者向け『モバイル型遠隔情報保障システム』.” 携帯電話を活用した聴覚障がい者向け『モバイル型遠隔情報保障システム』. 2010. <http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/mobile1/shaji.html> [アクセス日: 2014年9月28日].

独立行政法人 日本学生支援機構. “平成25年度(2013年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.” 独立行政法人 日本学生支援機構. 2014年03月18日. [http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/documents/2013houkoku.pdf](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/documents/2013houkoku.pdf) [アクセス日: 2014年9月28日].

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク. “音声認識によるリアルタイム字幕作成システム構築マニュアル.” 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク. 2009年11月25日. <http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/file/seika/onseininshiki-manual.pdf> [アクセス日: 2014年9月28日].

## 福祉心理学科

### 教授 小田部雄次

#### 単行本

単著 『天皇と宮家』（中経出版 2014年10月8日）

#### 論文

単著 「昭和初期の皇族軍人の政治的活性化」（明治聖徳記念学会『明治聖徳記念学会紀要』復刊第51号、2014年11月）

#### その他

単著 『城の中』（入江相政著 中公文庫 2014年5月23日）巻末解説

単著 「歴史の中の皇族」（KADOKAWA『歴史読本』2014年8月号）

単著 「現在の皇室の基礎知識」（同上）

監修 「写真が語る『昭和天皇実録』（洋泉社『歴史REAL』2014年11月10日）

### 教授 石原 治

#### 単行本

共著 『認知心理学ハンドブック』 有斐閣 2013年12月

共著 『心理学概説』 啓明出版 2014年4月

### 教授 徳山美知代

#### 単行本

共著 「第2部 2. ペアレンティング・スキル」（著）ジュディス・A・コーエン，アンソニー・P・マナリノ，エステル・デブリンジャー（監訳）白川美也子・菱川愛・富永良喜 子どものトラウマと悲嘆の治療—トラウマ・フォーカスと認知行動療法マニュアル 金剛出版 2014年10月

#### その他

共著 「A case study for foster mother and foster child with attachment issues」  
European Society for Trauma and Dissociation 2014 Conference, 27-29 March 2014, Copenhagen, Denmark, Program book, 63.

共著 「Dissociation and structure of trauma history measured by the CATS(Child Abused and Trauma Scale)Japanese version : Reanalysis using nine datasets of college-age samples.」  
European Society for Trauma and Dissociation 2014 Conference, 27-29 March 2014, Copenhagen, Denmark, Program book, 64.

共著 「日本語版 DES(Dissociative Experience Scale )による解離性把握の拡張」第13回日本トラウマティックストレス学会抄録集, 112. 2014年5月

共著 「A case study of programs for foster mother and foster child with issues related to atta

achment」 World Association of Infant Mental Health(WAIMH) 14th World congress, 14-18 June 2014, Edinburgh Scotland UK, Program book, 56.

共著 「リフレクティブ機能と安定したアタッチメントによる不適切な養育環境が解離に与える影響の緩和」日本心理学会第78回大会抄録集, 96. 2014年9月

共著 「A case study of an intervention focusing on attachment disturbances between a foster mother and a foster child with attachment disturbances.」20th International Congress on Child Abuse and Neglect, 14-17 September 2014, Nagoya Japan, Program book, 75.

共同 「Psychological treatment for children in foster family care: Attachment-focused intervention for foster parent and children」20th International Congress on Child Abuse and Neglect, 14-17 September 2014, Nagoya Japan, Symposium. Program book, 47.

## 教授 久島 茂

### 論文

単著 文章表現小論 『静大国語』(静岡大学国語教育学会)第15・16号 2014年3月 5-12頁

### その他

分担執筆 上位語・下位語・同位語(299頁)対義語(378-379頁)類義語(672頁)『日本語文法事典』(日本語文法学会編)大修館書店 2014年7月

分担執筆 異化(55頁)異義(55-56頁)意義(56頁)意義素(56-57頁)異形態(58-59頁)意味(95-97頁)意味構造(97-99頁)意味の意味(99-100頁)意味の諸相(100頁)意味変化(100-102頁)意味論(102-104頁)構造的意味論(760頁)『日本語大事典』(佐藤武義・前田富祺 他編)朝倉書店 2014年11月

## 講師 岩本 勇

### 単行本

共著 「第3章 海津かつお節産業の現状と課題」, 『地域産業の振興と経済発展』, 三学出版, pp59-82, 2014年9月20日

### 論文

単著 「モンゴルへのマーケティングに関する事例研究」, 産業経済研究, 査読 論文(受付日) 2014年12月15日

### その他

単独 「モンゴル市場に向けたマーケティング」, 第2回モンゴル国際学術大会(国際学会), ウランバートル技術大学, 2014年9月2日



講師 上野 永子

その他

- 共著 「児童養護施設入所児とケアワーカーの愛着－相互作用、問題行動、バーンアウトとの関連－」  
日本発達心理学会第25回大会 論文集 p61 2014年3月
- 共著 「愛着パターンの変容可能性についての研究－Adult Attachment Interview データからの検討－」  
日本家族心理学会第31回大会発表 論文集 p98 2014年7月
- 単著 「Adult Attachment Interview を用いた介入効果についての研究－精神分析的カウンセリングはクライアントの何を変容させるのか－」日本心理臨床学会第33回秋季大会発表 論文集 p96 2014年8月
- 共著 「リフレクティブ機能と安定したアタッチメントによる不適切な養育環境が解離に与える影響の緩和」  
日本心理学会第78回大会発表 論文集 p458 2014年9月

講師 橋田 重男

単行本

- 単著 『かけがえのない幼少期－山羊足っ子の時期－』V2 ソリューション 2014年4月1日

その他

- 共著 「原風景としての鎮守の森と子どもの神性に関する基礎的研究」  
日本保育学会 第67回大会発表要旨集 P322 2014年5月18日
- 共著 「幼少期の子どもの『神的なもの』の基礎的研究」日本学校教育学会  
第29回研究大会要旨集 P94-96 2014年8月10日

助教 山下 紗織

その他

- 共著 「倉橋惣三先生の教えを受けた保育者」幼児の教育 第113巻第2号 56-63 2014年4月

## 医療福祉学科

### 教授 岡澤裕子

#### 論文

- 共著 「First Indication of Terrestrial Matter Effects on Solar Neutrino Oscillation」  
Physical Review Lettrs 112, 2014年3月
- 共著 「Search for Dinucleon Decay into Kaons in Super-Kamiokande」  
Physical Review Lettrs 112, 2014年4月
- 共著 「Search for Proton Decay via  $p \rightarrow \nu K^+$  using 260 kiloton  $\cdot$  year data of Super-Kamiokande」 Physical Review D 90, 2014年10月
- 共著 「Search for Nucleon Decay via  $n \rightarrow \nu \pi^0$  and  $p \rightarrow \nu \pi^0$  in Super-Kamiokande」  
Physical Review Lettrs 113, 2014年9月
- 共著 「Search for Trilepton Nucleon Decay via  $p \rightarrow e^+ \nu \nu$  and  $p \rightarrow \mu^+ \nu \nu$  in the Super-Kamiokande Experiment」 Physical Review Lettrs 113, 2014年9月

### 助教 鈴木政史

#### 著書

- 共著 「クエスチョン・バンク ケアマネ 2014 ケアマネジャー（介護支援専門員）試験問題解説」  
メディックメディア 2014年2月
- 共著 「クエスチョン・バンク 介護福祉士国家試験問題解説 2015」 メディックメディア 2014年4月

## 健康福祉学科

### 教授 田 崎 裕 美

#### 単行本

編著 「生活支援のための調理実習 第2版」建帛社 2014年9月

共著 「介護福祉学事典」ミネルヴァ書房 2014年10月

Ⅲ部 介護福祉を支える諸領域「⑫-14 介護福祉と食品の選択と保存」単独 590-591、「⑫-10 介護福祉と食生活・栄養」「⑫-11 高齢者・障害者の食生活」「⑫-12 介護福祉における食文化・食習慣」「⑫-13 介護福祉と食事の計画」「⑫-15 介護福祉と食生活・調理」共著 580-589、「⑫-16 介護福祉と食生活の環境」共著 592-593

### 教授 西 尾 敦 史

#### 単行本

共著 「福祉臨床シリーズ 相談援助演習」弘文堂 2013年4月

#### 論 文

単著 研究ノート「福祉政策における『地域』の意味：1990年代以降の政府報告書を中心に」  
日本の地域福祉 第25巻 2013年1月

#### その他

調査編集 「平成24年度地域連携・ネットワークづくり等実態調査報告書」  
沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会 2013年4月

### 教授 齋 藤 剛

共著 Inoue K, Hanaoka Y, Nishijima T, Okamoto M, Chang H, Saito T and Soya H.  
「Long-term mild exercise training enhances hippocampus-dependent memory in rats.  
Int J Sports Med, In-press, 2014

#### その他

単独 「発達障害の子どもの運動能力特性とストレス状態」  
第6回 脳・神経・内分泌から運動の意義を考える会, 2013.9 長崎

### 准教授 谷 功

#### 単行本

共著 「介護福祉士試験 これだけおさえる合格テキスト 2015年版」高橋書店 2014年7月

講師 中井 聖

論文

- 单著 「水泳学習におけるスカーリング指導に関する基礎的研究.」神戸医療福祉大学紀要 14(1) 85-93  
2013年12月
- 单著 「F町の児童の運動習慣と運動に対する態度の特徴」神戸医療福祉大学紀要 14(1) 59-67  
2013年12月
- 共著 「小学校低学年児童のアジリティ能力に影響を及ぼす要因」神戸医療福祉大学紀要 14(1) 53-58  
2013年12月
- 单著 「体育系大学生に対する水泳授業の効果:水泳に対する態度と泳能力からの検討」大学体育学 11  
57-63 2014年3月

その他

- 単独 「水泳授業での短期間のスカーリング指導が大学生の泳能力に与える影響」  
大阪体育学会第52回大会(大阪・近畿大学)大阪体育学研究 52(supplement) 30 2014年3月
- 共同 「運動習慣の違いが大学新入生の体格やアジリティ能力に及ぼす影響」  
大阪体育学会第52回大会(大阪・近畿大学)大阪体育学研究 52(supplement) 24 2014年3月
- 共同 「中学生サッカー選手のアジリティ能力に影響を与える要因」  
日本体育学会第65回大会(岩手・岩手大学)日本体育学会第65回大会予稿集 202 2014年8月
- 単独 「生徒たちが水泳をより得意,より好きになる授業とは~大学生の現在の水泳に対する態度とこれまでの水泳授業の経験からの検討~」  
日本体育学会第65回大会(岩手・岩手大学)日本体育学会第65回大会予稿集 327 2014年8月
- 単独 「軸足の膝関節に障害を有する投手の投球動作の特徴」  
日本バイオメカニクス学会第23回大会(東京,国立スポーツ科学センター)日本バイオメカニクス学会第23回大会論集 102 2014年9月

静岡福祉大学紀要 第11号  
SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE

---

発行：平成 27 年 1 月 31 日  
編集：静岡福祉大学紀要・図書館委員会  
発行者：静岡福祉大学  
〒425-8611 静岡県焼津市本中根 549-1  
TEL 054 - 623 - 7000  
FAX 054 - 623 - 7453  
印刷：株式会社 スズコウ印刷  
〒425-0031 静岡県焼津市小川新町 3-2-37  
TEL 054 - 628 - 8761  
FAX 054 - 628 - 4130

---

# Journal of Shizuoka University of Welfare

Vol. 11 January, 2015

## CONTENTS

---

Attachment-focused Support for Foster Parents and Adopted Children: An Analysis of Foster Parents' Introspective Reports on the Intervention Programs Michiyo TOKUYAMA, Hajime TANABE	1
A Study on Children's Association with Divinity in Childhood Shigeo KITTA	9
A Study on the Activation of the Central Area in Yaizu Isamu IWAMOTO	15
A Literary Review of Participatory Action Research in Japan Yoshiyuki TOBITA	29
The Role of Care Managers as Seen from the Characteristics of Difficult Cases in Comprehensive Community Support Centers Changho JANG, Si-ah YIM, Sohyung PARK	37
ICD-9-CM Coding Program Development (Part2) Hiroshi IWAI	47
A Practical Study on Interaction and Community Empowerment of Local Inhabitants Masamitsu TAKAHASHI	51
Influence of Family Support for the Low Income Elderly Living Alone Chika WATANABE	63
The Present Conditions and Problems of Victim Support in Shizuoka Ikumi OSAWA	69
Employment Support in Prisons and Support Programs on Adjustment to Community Life for Criminals after Released from Prisons Masashi SUZUKI, Isao TANI	79
The Relationship between Physical Characteristics and Stress of Children with Autism Spectrum Disorders Tsuyoshi SAITO	87
On What Can Be Seen from the Attitude Surveys of Care Staff Conducted with Nursing Home Care Staff and the Graduates of Shizuoka University of Welfare Hideki FUNAKI, Kazuhiro YOKOMIZO	91
The Present Conditions of Welfare Recipients' Use of Private Rooms in Long-term Care Insurance Facilities Toshie KINOSHITA	101
Problem Sorting and Redesigning of the Note-Taking System Naoyuki MORI	107